

イノベーション企業化プログラム開催業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

大手自動車関連企業及び中堅・中小自動車部品サプライヤー企業の集積する本市では、電動化をはじめ自動車産業が大きな転換期を迎えていることから、地域産業の構造転換への対応が必要である。

また、持続的に発展する産業都市を目指す本市においては、自動車産業のみならず、市内のあらゆる産業・業種において、企業の自発的・組織的なイノベーション創出への取り組みが必要であると考えている。

本事業では、市内中小企業がイノベーション（新しい技術や考え方を取り入れて、企業として新たな価値を生み出すこと。）を推進し、あらゆる産業に新規事業の創出に自ら取り組めるよう促すとともに、プログラムにおける取り組みや成果について、市内の他の中小企業に波及、好循環を生み出し、市内中小企業においてイノベーション推進の機運醸成を図る。

本提案書提出要項は、中小企業を対象としたイノベーション企業化プログラム開催業務委託について、委託業者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に関して、提案書の提出、評価方法などの必要な事項を定める。

2 業務概要

（1）委託業務名

イノベーション企業化プログラム開催業務委託

（2）委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

（3）委託業務内容

別紙「基本仕様書」に記載のとおり。なお、最終仕様書については、提案内容を踏まえ、本市と受託候補者と協議の上、決定するものとします。

（4）委託業務上限額

12,310,650円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限を示したものであり、契約金額となるわけではありません。

3 受託候補者選定スケジュール

項目		日程
①	募集開始	4月15日(水)
②	ヒアリング参加表明書提出期限	4月24日(金)
③	質問書の提出期限	4月24日(金)
④	質問書への回答期限	4月30日(木)
⑤	提案書の提出期限	5月15日(金)
⑥	提案内容に関するヒアリング	5月21日(木)
⑦	選定結果の通知	5月26日(火)までに

4 参加表明書等の提出

提案内容に関するヒアリングに参加する事業者は、「ヒアリング参加表明書」(様式第1)を提出してください。

(1) 提出期限 令和8年4月24日(金) 午後5時まで

(2) 提出先 刈谷市役所産業環境部商工業振興課

(3) 提出方法 商工業振興課あてに電子メールにて提出してください。

提出の際、メールの件名を「プロポーザル参加表明(事業者名)」としてください。

(4) その他 ヒアリング参加表明書を提出以降、ヒアリングへの参加を辞退する場合は、ヒアリング辞退届(様式第2)を速やかに提出してください。

5 質問の受付

本要項等の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式第3)を提出してください。

(1) 提出期限 令和8年4月24日(金) 午後5時まで

(2) 提出方法 商工業振興課あて電子メールにて提出してください。

提出の際、メールの件名を「プロポーザル質問(事業者名)」

としてください。

(3) 回答方法 受付した質問は、全ての事業者あて、4月30日(木)午後5時までに電子メールにて回答します。

なお、万が一回答が遅れる場合は、事前にご連絡します。

6 提案書の提出

次の項目について、別紙「基本仕様書」及び「評価項目」を参考に、市と受託者の役割分担を明確にした上で、提案してください。

(1) 事業内容及び事業に関する企画力

(2) 実施体制・スケジュール

(3) 類似業務実績

(4) コスト

なお、提案内容については、実現性と実効性を十分考慮したものとしてください。

7 提案書等の提出方法

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。

様式・枚数は問いません。ただし、用紙は日本工業規格A4判とし、資料等でA3判とする場合は折込みとしてください。

また、提案書には目次及びページ番号を付けてください。

ア 企画提案書

別紙「基本仕様書」を参考に作成してください。

イ 企業概要書

パンフレット等の会社概要が分かるものを添付してください。

ウ 事業実績書

本業務の同類、類似の実績(年度、業務名、発注者、業務概要)について内容が分かるものを添付してください。

エ 本事業の見積書

見積金額の内訳書の詳細を添付してください。

(2) 提出期限

ア 持参の場合 令和8年5月15日(金)午後5時まで

※ただし、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

イ 郵送の場合 令和8年5月15日(金)必着

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。また、FAX等による提出は受け付けません。

(3) 提出場所

刈谷市役所 3階 商工業振興課

(4) 提出部数

6部(正本)

8 提案内容に関するヒアリング

(1) 開催日時 令和8年5月21日(火) 午後(予定)

別途参加事業者に、開催時間等を連絡します。

(2) 開催場所 刈谷市役所 7階 701会議室(予定)

(3) 出席者 2名まで

(4) 説明者 業務担当者

(5) 説明時間 提案時間20分、質疑10分程度

(6) 会場設備 プロジェクター(PCは、持参してください)

(7) その他 ヒアリングは、非公開とします。

9 審査方法

(1) イノベーション企業化プログラム開催業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、各提案について審査します。

(2) 評価方法は、別紙「評価項目」に基づき、最も高い得点を得た事業者を選定します。

10 受託候補者の選定

審査の結果、総合点数の高い順に受託候補者として契約協議を行います。

ただし、総合点数が最も高い事業者が複数ある場合は、審査員の協議により

選定します。

また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者を新たな受託候補者とします。

1.1 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において基準点を満たすときは当該提案者を受託候補者とします。基準点に満たない場合、又は提案者がない場合は再度公募を実施します。

なお、基準点は、合計得点の6割以上とします。

1.2 選定結果の通知

令和8年5月26日（火）までに、全提案事業者に文書にて送付します。

なお、選定結果に対する質問や結果に対する異議申し立て受付等はありません。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当する事業者は、審査の対象から除外します。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要項に示された条件に適合しない場合、又は違反した場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

1.4 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、刈谷

市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び
びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、
又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了
後も同様とします。

1.5 その他留意事項

- (1) 提出された書類は、一切返却しません。
- (2) 提案書の作成や旅費等の必要経費等は、全て提案者の負担となります。
- (3) 提案書の内容を後日変更することはできません。
- (4) 受託候補者と後日予算の範囲内で契約を締結します。なお、委託条件
や仕様等は、協議を行い決定します。

1.6 連絡先

刈谷市役所産業環境部商工業振興課工業振興係（佐竹、高井良）

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話 0566-62-1016（直通）

F A X 0566-27-9652

電子メール syoukou@city.kariya.lg.jp

様式第 1

ヒアリング参加表明書

年 月 日

刈 谷 市 長

住 所

名称及び

代表者名

イノベーション企業化プログラム開催業務委託に係る提案内容に関するヒアリングに参加します。

また、イノベーション企業化プログラム開催業務委託公募型プロポーザル実施要領第 3 条第 1 号に規定する刈谷市入札参加資格者名簿（契約検査課所管）の登録状況については次のとおりです。

※該当の項目にチェックしてください。

- [登録済みである
 令和 8 年 4 月 2 4 日（金）までに登録を予定している

なお、同条第 2 号及び第 3 号に該当する参加資格を有していることに相違ありません。

様式第 2

ヒアリング辞退届

年 月 日

刈 谷 市 長

住 所

名 称 及 び

代表者氏名

このたび、 年 月 日付でヒアリング参加表明書を提出いたしました、下記委託業務について都合により辞退いたします。

記

1 委託業務名

イノベーション企業化プログラム開催業務委託

様式第 3

質 問 書

質 問 内 容	質 問 理 由
事務所の名称・所在地及び担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

(注) 複数の質問を記載してもかまいませんが、煩雑になるような場合は用紙を分けてください。

(別紙)

基本仕様書

目 的	<p>大手自動車関連企業及び中堅・中小自動車部品サプライヤー企業の集積する本市では、電動化をはじめ自動車産業が大きな転換期を迎えていることから、地域産業の構造転換への対応が必要である。</p> <p>また、持続的に発展する産業都市を目指す本市においては、自動車産業のみならず、市内のあらゆる産業・業種において、企業の自発的・組織的なイノベーション創出への取り組みが必要であると考えている。</p> <p>本事業では、市内中小企業がイノベーション（新しい技術や考え方を取り入れて、企業として新たな価値を生み出すこと。）を推進し、あらゆる産業に新規事業の創出に自ら取り組めるよう促すほか、新規事業を適切に磨き上げるため、新規事業の創出・改善に取り組む企業の支援相談対応を実施する。</p> <p>さらに、プログラムにおける取り組みや成果について、市内の他の中小企業に波及、好循環を生み出し、市内中小企業においてイノベーション推進の機運醸成を図る。</p>
実 施 内 容	<p>契約締結日から令和9年3月末までの期間において、次のとおりプログラムを実施すること。</p> <p>以下の①～⑤のメニューを基とする中で、より新規事業創出につながるようそれぞれを組み合わせて実施することも可とする。</p> <p>【新規事業開発伴走支援プログラム】</p> <p>①セミナー及びワークショップ 新規事業の開発手法、プログラムの進め方についての全体説明及び新規事業に関するワークショップを2回以上開催すること。</p> <p>②ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ 2回以上開催すること。</p> <p>③メンタリング 新事業展開のアイデア創出伴走支援のためのメンタリングを、原則6日以上、1日当たり1時間程度実施すること。 なお、伴走支援の実施において、対面、オンラインの方法は問わない。</p> <p>④成果報告 本プログラムの参加企業の取組みについて、市内外に波及するための成果報告会を実施すること。報告会には、参加企業自らがプレゼン・ピッチ等を行うよう取り計らうこと。</p> <p>⑤過去参加者向けの相談窓口 過去に本プログラムを利用した企業が創出した新規事業について、さらに磨き上げるための相談窓口を4回以上設置し、各社1回以上フォローアップ面談を行うこと。（過去参加企業：令和7年度6社、令和6年度6社）</p>

日 程 実 施 時 間	<p>受託候補者は、業務受託決定後、委託者と速やかに協議を行い、セミナー等の開催日程について決定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー及びワークショップは、平日午前9時から午後5時までの時間内に開催することを原則とする。 ・メンタリングは、平日午前9時から午後5時までの実施を原則とするが、参加企業の要望や調整を行ったうえで、当該時間外の対応も可とする。
対 象 企 業	<ul style="list-style-type: none"> ・①セミナー及びワークショップは、刈谷市内に事業所を有する中小企業の従業員とする。 ・「②ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ」及び「③メンタリング」は、原則「①セミナー及びワークショップ」に参加し、新事業展開に組織として取り組む意欲・熱量を有する従業員が所属する中小企業とする。
募 集 人 数 募 集 社 数	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業の創出方法等に関するセミナー及びワークショップ 30人程度 ・ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ及びメンタリング 6社程度 <p>なお、ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ及びメンタリングの参加に当たっては、経営層、決裁権者、幹部候補者の意思決定を受け、会社として参加すること。また、ビジョン策定・事業展開のためのワークショップ及びメンタリングへの参加希望が多い場合は委託者と受託者により対応を協議するものとする。</p>
募 集 方 法	<p>受託者にて募集する。</p> <p>※委託者の保有企業情報により募集を行う場合は、あらかじめ委託者と協議すること。</p> <p>※刈谷イノベーション推進プラットフォームの構成機関である刈谷商工会議所及び碧海信用金庫との積極的な関係性構築にも取り組み、市内中小企業への情報展開の円滑化を図ること。</p>
会 場	<p>刈谷市産業振興センター、刈谷市中央生涯学習センター又はI KOMA I DESK（刈谷市コワーキングスペース）を会場の候補とし、受託者にて確保すること。</p>
効 果 測 定	<p>プログラムの参加に対する企業への影響について、参加前後の比較などを行うこと。</p> <p>なお、具体的な効果測定の内容や検証事項について、委託者と受託者の協議により決定する。</p>
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・各メニューの実施においては、参加者の現状等に応じてセミナーの内容等柔軟に対応するものとし、双方十分協議のうえ実施すること。 ・市内中小企業のイノベーションを推進するために必要とされる要素であれば、市域、県域を跨ぐ広域的な連携の仕組みの提案、実施も可とする。

(別紙)

評 価 項 目

評 価 項 目	評 価 の 視 点	評価割合
事業内容及び事業に関する企画力	<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施の目的を理解し、当地域の企業がイノベーションを推進するための適切なプログラムが設計されているか。また設計の意図を理論的に分かりやすく説明できるか。・ 当地域及び当地域の企業の特性や状況を理解し、参加企業が能動的に意欲を持って取り組みやすいプログラムが提案されているか。・ 社会情勢、産業構造の変化を捉え、本市の産業の特性に最適な提案がなされているか。・ 業務内容、実施方法が明確で具体的かつ、効果的であるか。・ 基本仕様にはない効果的な内容が提案されているか。	40%
実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・ 円滑な業務遂行、業務管理の人員確保など体制が確立されているか。・ 参加者の募集方法は適切な方法で計画されているか。・ 市と受託者との役割分担は明確になされているか。・ 円滑な業務実施のため、具体的なスケジュールが示されているか。	20%
類似業務実績	<ul style="list-style-type: none">・ 同種、類似の業務実績が豊富であるか。・ 官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の類似の業務実績があるか。・ 本業務に活かすことの期待できる幅広い専門性を有しているか。	20%
コスト	<ul style="list-style-type: none">・ 見積額は予算を超えていないか。・ 委託業務内容に見合った見積額かどうか。	10%
取組意欲	<ul style="list-style-type: none">・ 提案書の内容に、提案に対する意欲が感じられるか。・ プレゼンテーションの内容、姿勢、態度に提案に対する意欲が感じられるか。・ 質問に対する回答、受け答えから提案に対する意欲が感じられるか。	10%